８．「４．報告セグメントの変更等に関する事項」には、報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更があつた場合において、次の⑴から⑷までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を記載すること。

⑴　様式第二号記載上の注意３．に掲げる基準に基づき、報告セグメントとして記載する事業セグメントが変更になる場合　その旨並びに中間会計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響

⑵　組織構造の変更その他の事由により、報告セグメントの区分方法を変更した場合　その旨並びに前中間会計期間について変更後の区分方法により作成した報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報（当該情報を作成することが困難な場合には、当中間会計期間について前事業年度の区分方法により作成した情報）

⑶　事業セグメントの利益又は損失の算定方法の重要な変更を行つた場合　その旨、変更の理由並びに当該変更が中間会計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報に与える影響

⑷　前事業年度において報告セグメントの変更又は事業セグメントの利益若しくは損失の算定方法の重要な変更を行つており、かつ、前中間会計期間と当中間会計期間との間において、これらの事項に相違がみられる場合　その旨、変更後の報告セグメント及び事業セグメントの利益又は損失の算定方法に基づいて算定した「１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報」に記載すべき事項並びに「３．報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と中間損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）」に記載すべき事項

９．「４．報告セグメントの変更等に関する事項」には、８．に定める事項のほか、報告セグメントに属する主要な製品及びサービスの種類に重要な異動がある場合において、その内容を記載すること。

10．「５．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報」には、次の⑴から⑶までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれの場合に定める事項を報告セグメントごとに記載すること。

⑴　固定資産に係る重要な減損損失を認識した場合　その概要

⑵　のれんの金額に重要な変動が生じた場合　のれんの金額に重要な影響を及ぼす事象の概要

⑶　重要な負ののれん発生益を認識した場合　重要な負ののれん発生益を認識する要因となつた事象の概要

11．別記事業を営んでいる場合その他この様式によりがたい場合には、当該様式に準じて記載することができる。

様式第十七号

［様式を加える。］

【中間貸借対照表】

（単位：　円）

	前事業年度 （　　年　月　日）	当中間会計期間 （　　年　月　日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	×××	×××
受取手形、売掛金及び契約資産（純額）	×××	×××